

平成30年度

行政監査結果報告書

公法上の債権（税及び保険料を除く。）における
収入未済について

平成31年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、平成 30 年度行政監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 15 日

| | | |
|---------|-----|------|
| 新宿区監査委員 | 岩 田 | 一 喜 |
| 同 | 濱 田 | 幸 二 |
| 同 | 白 井 | 裕 子 |
| 同 | 有 馬 | としろう |

目 次

I 監査の概要

| | | |
|----|---------|---|
| 第1 | 監査のテーマ | 1 |
| 第2 | 監査の趣旨 | 1 |
| 第3 | 監査の対象 | 1 |
| 第4 | 監査の対象部局 | 1 |
| 第5 | 監査の期間 | 1 |
| 第6 | 監査の方法 | 2 |
| 第7 | 監査の着眼点 | 2 |

II 監査対象の状況

| | | |
|----|---------------|----|
| 第1 | 地方公共団体の債権について | 3 |
| 1 | 債権の区分 | 3 |
| 2 | 債権の発生から消滅まで | 4 |
| 第2 | 監査対象債権について | 6 |
| 1 | 収入未済の状況 | 6 |
| 2 | 収納方法の状況 | 16 |
| 3 | 債権管理体制 | 28 |
| 4 | 債権の回収 | 30 |
| 5 | 債権の保全 | 32 |
| 6 | 債権の停止 | 32 |
| 7 | 債権の消滅 | 32 |

III 監査の結果

| | | |
|----|--------|----|
| 第1 | 総括意見 | 33 |
| 第2 | 着眼点別意見 | 33 |
| 第3 | 今後に向けて | 38 |

資料等

| | | |
|------|-----------------------------|----|
| 別 表 | 監査委員による質問実施状況 | 39 |
| 資料 1 | 調査票及び事情聴取等結果集計表 | 40 |
| 資料 2 | 監査対象債権の概要一覧 | 42 |
| 資料 3 | 新宿区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例 | 43 |
| 資料 4 | 地方自治法（抜粋） | 46 |
| 資料 5 | 地方自治法施行令（抜粋） | 49 |

本書における法令等の略語は次のとおりである。

- ・自治法・・・地方自治法
- ・自治令・・・地方自治法施行令

I 監査の概要

I 監査の概要

第1 監査のテーマ

公法上の債権（税及び保険料を除く。）における収入未済について

第2 監査の趣旨

将来にわたり健全な財政運営を確立していく上で、更なる歳入の確保は重要な課題であり、区民負担の公平性の観点からも厳正な対応が求められる。

本区は、平成29年度の決算において、全会計の歳入総額は2,187億円余となり過去最大のものとなった。

しかし、収入未済額を見てみると、62億円余で、前年度比3千万円余の増、不納欠損額は15億円余で、前年度比9千万円余の増となっている。収入未済は、健全な財政運営を阻害する一因ともなっており、早急に解消が望まれる。

これまで、収入未済について、私法上の債権については平成22年度に、公法上の債権のうち、特別区税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料（平成28年度のみ実施）については、平成16年度及び平成28年度に監査を実施した。

収入未済は、現在でも主に特別区税や保険料が占めているが、保育料負担金や生活保護費弁償金などの公法上の債権についても、平成29年度決算においては総額7億円余の収入未済が発生しており、歳入確保や公平性の観点から、その縮減に努めていかなければならない。そこで今年度は、以前実施した税及び保険料を除く公法上の債権を監査対象とし、その債権管理について検証した。

第3 監査の対象

各会計のうち、特別区税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を除いた公法上の債権で、平成29年度決算において収入未済があるもの

第4 監査の対象部局

総合政策部、総務部、地域振興部、文化観光産業部、福祉部、子ども家庭部、健康部、みどり土木部、環境清掃部、都市計画部、会計室、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局

（注）総合政策部には新宿自治創造研究所担当部を、総務部には危機管理担当部を、地域振興部には東京オリンピック・パラリンピック開催等担当部を、都市計画部には新宿駅周辺整備担当部を、教育委員会事務局には中央図書館を含む。

第5 監査の期間

平成30年9月4日（火）から平成31年1月18日（金）まで

第6 監査の方法

対象部局に対し調査票及び関係書類の提出を求め、書面監査を行うとともに、関係職員への質問等により監査を行った。

第7 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

- 1 収入未済を発生させないための取組は、適切に行われているか。
- 2 滞納整理は、適正かつ効率的、効果的に行われているか。
- 3 不納欠損は、適時、適正に行われているか。

Ⅱ 監査対象の状況

II 監査対象の状況

第1 地方公共団体の債権について

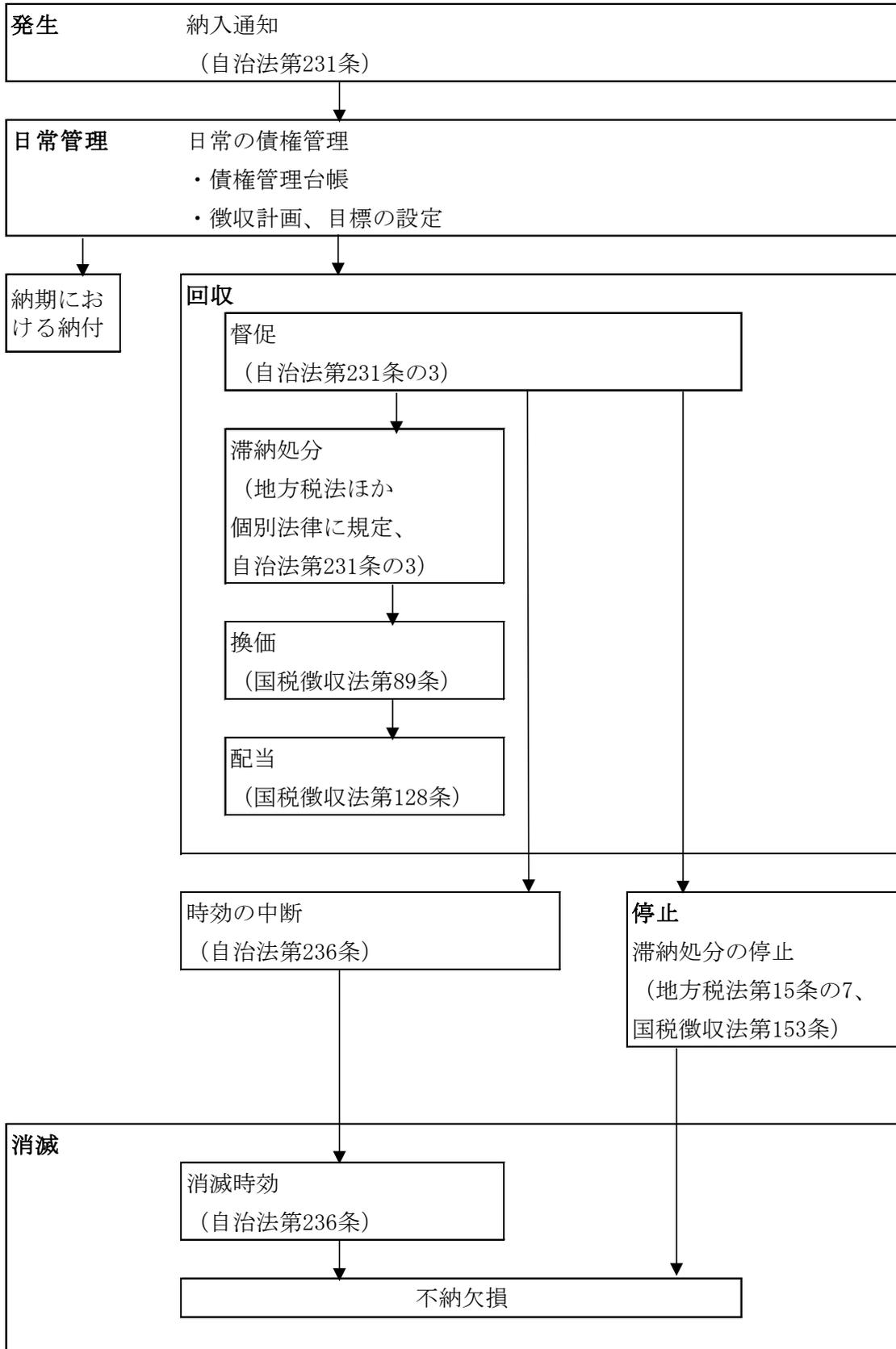
地方公共団体の債権は、公法上の債権（公債権）と私法上の債権（私債権）に判別される。公法上の債権は、地方税の滞納処分の例により強制徴収できるもの（強制徴収公債権）と強制徴収できないもの（非強制徴収公債権）に区分され、それぞれ債権回収における取扱いが異なっている。今回対象とした区が公法上の債権として取り扱っているものは、分別すると以下のとおりとなる。

1 債権の区分

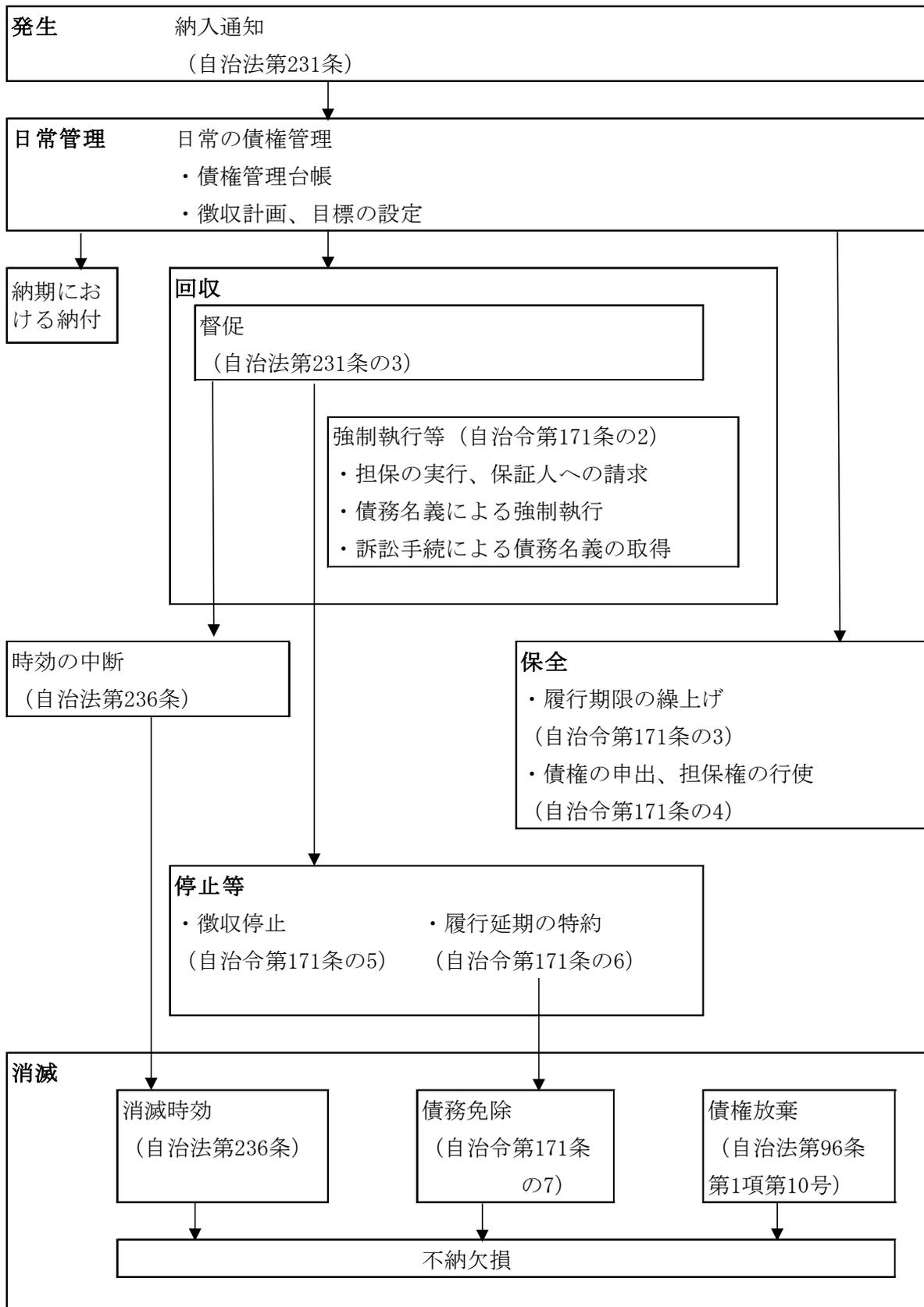
| | 強制徴収公債権 | 非強制徴収公債権 |
|------------|--|--|
| 対象債権 | [生活福祉課] 生活保護費弁償金（生活保護法第78条徴収金） [保育課] 委託保育費 保育所保育料負担金 子ども園保育料負担金 | [障害者福祉課] [保育課] 心身障害者福祉手当返還金 保育所延長保育料負担金 特別障害者手当等返還金 保育所一時保育料負担金 [高齢者支援課] 子ども園一時保育料負担金 老人福祉施設費 [医療保険年金課] [生活福祉課] 一般被保険者加算金 生活保護費弁償金（生活保護法第63条返還金） 一般被保険者返納金 退職被保険者等返納金 支援給付費弁償金 [学校運営課] 生活保護費返還金 幼稚園保育料 [子ども家庭課] 幼稚園入園手数料 ひとり親家庭医療費返還金 就学援助費返還金 児童手当返還金 児童扶養手当返還金 児童育成手当返還金 |
| 督促 | 納期限までに納付しない場合は期限を指定して督促が必要 | |
| 財産調査権 | 有 | 無 |
| 滞納処分・強制執行等 | 滞納処分により強制徴収できる | 訴訟、強制執行などの民事上の法的手続が必要 |
| 時効 | 原則5年 | |
| 不納欠損 | 時効完成（時効の援用は不要） | |
| | 執行停止（3年間継続又は即時）による納入義務消滅 | 債務免除、債権放棄 |

2 債権の発生から消滅まで

○強制徴収公債権



○非強制徴収公債権



第2 監査対象債権について

1 収入未済の状況

今回対象とした債権は、賦課により発生した債権と、過払い等の返還事由により発生した債権がある。賦課により発生した債権は、各年度の収入率が高いが、過払い等の返還事由により発生した債権は、収入率が低い傾向にある。

過去5年間における各債権の歳入状況は、以下表のとおりである。なお、()内の数字は、件数を示している。

[障害者福祉課]

心身障害者福祉手当返還金について、平成29年度の収入未済額は前年度と比較すると約2倍に増加し、過去5年間において最も多くなっている。

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------------|-------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 心身障害者福祉手当返還金 | 調定額 | 1,845,500 (8) | 2,295,000 (11) | 1,930,750 (8) | 2,946,000 (20) | 6,487,750 (37) |
| | 収入済額 | 7,750 (1) | 457,250 (4) | 93,000 (1) | 821,500 (12) | 2,008,250 (22) |
| | 不納欠損額 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 403,000 (3) | 1,232,250 (3) |
| | 収入未済額 | 1,837,750 (7) | 1,837,750 (7) | 1,837,750 (7) | 1,721,500 (5) | 3,247,250 (12) |
| | 収入率 | 0.4% | 19.9% | 4.8% | 27.9% | 31.0% |
| 特別障害者手当等返還金 | 調定額 | 1,387,840 (7) | 1,176,360 (6) | 1,020,200 (5) | 1,020,200 (5) | 2,708,120 (4) |
| | 収入済額 | 367,640 (2) | 156,160 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 2,679,760 (3) |
| | 不納欠損額 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 991,840 (4) | 0 (0) |
| | 収入未済額 | 1,020,200 (5) | 1,020,200 (5) | 1,020,200 (5) | 28,360 (1) | 28,360 (1) |
| | 収入率 | 26.5% | 13.3% | 0% | 0% | 99.0% |

[高齢者支援課]

老人福祉施設費について、収入未済額は減少傾向、収入率は上昇傾向にある。平成 25 年度と平成 29 年度を比較すると、収入未済額は約 6 割減少し過去 5 年間に於いて最も少なく、収入率は 6.4 ポイント上昇し過去 5 年間に於いて最も高くなっている。

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------------|-------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 老人 福祉 施設費 | 調定額 | 106,565,620 (2,145) | 105,096,153 (2,108) | 104,071,706 (2,125) | 115,628,393 (2,253) | 121,992,984 (2,303) |
| | 収入済額 | 95,072,892 (1,953) | 94,635,436 (1,944) | 94,432,955 (1,988) | 107,409,301 (2,142) | 116,569,016 (2,230) |
| | 不納欠損額 | 748,712 (20) | 772,138 (25) | 873,580 (23) | 2,287,222 (34) | 1,018,591 (17) |
| | 収入未済額 | 10,744,016 (172) | 9,688,579 (139) | 8,765,171 (114) | 5,931,870 (77) | 4,405,377 (56) |
| | 収入率 | 89.2% | 90.0% | 90.7% | 92.9% | 95.6% |

[生活福祉課]

生活保護費弁償金について、収入未済額は増加傾向にあり、平成 29 年度は、過去 5 年間に於いて最も多くなっている。これは、今回対象とした債権の中で最も多額であり、平成 29 年度決算の一般会計における収入未済額の約 3 割を占めている。

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------------|-------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 生活 保護費 弁償金 | 調定額 | 622,845,820 (4,101) | 614,585,386 (4,107) | 700,907,310 (4,316) | 791,409,352 (4,519) | 848,964,521 (5,357) |
| | 収入済額 | 74,434,099 (3,262) | 53,704,939 (3,322) | 126,313,781 (3,459) | 115,548,901 (3,485) | 148,169,872 (4,243) |
| | 不納欠損額 | 25,832,914 (64) | 30,358,040 (36) | 19,308,123 (37) | 32,107,413 (37) | 21,275,148 (52) |
| | 収入未済額 | 522,578,807 (775) | 530,522,407 (749) | 555,285,406 (820) | 643,753,038 (997) | 679,519,501 (1,062) |
| | 収入率 | 12.0% | 8.7% | 18.0% | 14.6% | 17.5% |

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------------|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 支援 給付費 弁償金 | 調定額 | 223,714 (4) | 34,920 (1) | 334,782 (7) | 449,672 (9) | 569,083 (15) |
| | 収入済額 | 223,714 (4) | 34,920 (1) | 334,782 (7) | 89,011 (8) | 298,422 (14) |
| | 不納欠損額 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 収入未済額 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 360,661 (1) | 270,661 (1) |
| | 収入率 | 100% | 100% | 100% | 19.8% | 52.4% |
| 生活 保護費 返還金 | 調定額 | 26,785,681 (3,955) | 29,346,752 (3,625) | 33,147,588 (3,633) | 44,293,867 (4,639) | 34,490,271 (3,974) |
| | 収入済額 | 26,785,681 (3,955) | 28,451,752 (3,615) | 33,147,588 (3,633) | 43,293,867 (4,638) | 34,343,411 (3,973) |
| | 不納欠損額 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 収入未済額 | 0 (0) | 895,000 (10) | 0 (0) | 1,000,000 (1) | 146,860 (1) |
| | 収入率 | 100% | 97.0% | 100% | 97.7% | 99.6% |

[子ども家庭課]

児童扶養手当返還金及び児童育成手当返還金について、平成 29 年度の収入未済額は、過去 5 年間に於いて最も多くなっている。

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------------------|-------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| ひとり 親家庭 医療費 返還金 | 調定額 | 204,667 (12) | 487,552 (29) | 283,449 (28) | 321,992 (12) | 85,377 (10) |
| | 収入済額 | 31,588 (7) | 329,473 (25) | 174,619 (26) | 237,162 (10) | 44,076 (9) |
| | 不納欠損額 | 0 (0) | 10,000 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 収入未済額 | 173,079 (5) | 148,079 (3) | 108,830 (2) | 84,830 (2) | 41,301 (1) |
| | 収入率 | 15.4% | 67.6% | 61.6% | 73.7% | 51.6% |
| 児童 手当 返還金 | 調定額 | 370,000 (5) | 265,000 (3) | 40,000 (3) | 160,000 (5) | 25,000 (1) |
| | 収入済額 | 80,000 (1) | 0 (0) | 10,000 (1) | 130,000 (3) | 0 (0) |
| | 不納欠損額 | 0 (0) | 260,000 (2) | 0 (0) | 5,000 (1) | 0 (0) |
| | 収入未済額 | 290,000 (4) | 5,000 (1) | 30,000 (2) | 25,000 (1) | 25,000 (1) |
| | 収入率 | 21.6% | 0% | 25.0% | 81.3% | 0% |
| 児童扶 養手当 返還金 | 調定額 | 3,527,164 (78) | 5,516,874 (105) | 4,030,914 (112) | 4,400,024 (103) | 3,637,090 (116) |
| | 収入済額 | 2,053,294 (61) | 3,532,464 (84) | 2,049,244 (97) | 2,280,774 (88) | 682,650 (84) |
| | 不納欠損額 | 0 (0) | 225,000 (5) | 0 (0) | 42,440 (2) | 124,650 (1) |
| | 収入未済額 | 1,473,870 (17) | 1,759,410 (16) | 1,981,670 (15) | 2,076,810 (13) | 2,829,790 (31) |
| | 収入率 | 58.2% | 64.0% | 50.8% | 51.8% | 18.8% |

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------------|-------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 児童育 成手当 返還金 | 調定額 | 842,860 (38) | 1,312,800 (40) | 1,353,300 (89) | 1,203,000 (59) | 1,251,500 (73) |
| | 収入済額 | 236,560 (24) | 716,500 (26) | 915,000 (81) | 524,000 (51) | 329,000 (56) |
| | 不納欠損額 | 0 (0) | 32,000 (2) | 0 (0) | 40,500 (1) | 0 (0) |
| | 収入未済額 | 606,300 (14) | 564,300 (12) | 438,300 (8) | 638,500 (7) | 922,500 (17) |
| | 収入率 | 28.1% | 54.6% | 67.6% | 43.6% | 26.3% |

[保育課]

委託保育費について、調定額、収入済額とともに収入未済額も増加傾向にあり、平成 25 年度と平成 29 年度を比較すると約 2 倍に増加し、平成 29 年度は過去 5 年間に於いて最も多くなっている。一方で、保育所保育料負担金については、収入未済額は減少傾向にあり、平成 25 年度と平成 29 年度を比較すると約 5 割減少し、平成 29 年度は過去 5 年間に於いて最も少なくなっている。なお、子ども園保育料負担金については、平成 29 年度の不納欠損額に一部過年度分が含まれている。

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------|-------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 委託 保育費 | 調定額 | 337,424,430 (15,179) | 424,594,380 (18,255) | 507,213,830 (21,549) | 578,475,350 (24,106) | 649,721,650 (26,998) |
| | 収入済額 | 334,879,770 (14,962) | 421,395,700 (17,947) | 502,688,430 (21,230) | 574,309,250 (23,765) | 644,813,050 (26,580) |
| | 不納欠損額 | 220,940 (11) | 376,200 (29) | 141,600 (12) | 203,100 (13) | 100,300 (14) |
| | 収入未済額 | 2,323,720 (206) | 2,828,080 (279) | 4,447,250 (307) | 3,963,000 (328) | 4,808,300 (404) |
| | 収入率 | 99.2% | 99.2% | 99.1% | 99.3% | 99.2% |

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---|-------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 保育所 保育料 負担金 (平成 25・ 26 年度は 保育所費) | 調定額 | 340,027,750 (16,724) | 337,716,690 (16,056) | 300,709,150 (14,234) | 330,160,900 (14,364) | 345,874,950 (14,614) |
| | 収入済額 | 333,868,330 (16,311) | 332,347,640 (15,614) | 296,732,300 (13,905) | 327,177,300 (14,122) | 343,307,400 (14,396) |
| | 不納欠損額 | 1,205,740 (67) | 732,000 (58) | 409,400 (31) | 486,100 (50) | 99,800 (20) |
| | 収入未済額 | 4,953,680 (346) | 4,637,050 (384) | 3,567,450 (298) | 2,497,500 (192) | 2,469,050 (198) |
| | 収入率 | 98.2% | 98.4% | 98.7% | 99.1% | 99.3% |
| 子ども 園保育 料負担 金 | 調定額 | 280,128,080 (16,424) | 299,682,150 (17,934) | 296,612,530 (17,943) | 327,933,180 (18,078) | 340,678,730 (19,157) |
| | 収入済額 | 272,485,450 (16,164) | 287,712,120 (17,227) | 285,125,100 (17,481) | 315,891,550 (16,782) | 331,745,490 (18,103) |
| | 不納欠損額 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1,315,900 (102) |
| | 収入未済額 | 7,642,630 (260) | 11,970,030 (707) | 11,487,430 (462) | 12,046,430 (1,296) | 7,620,340 (952) |
| | 収入率 | 97.3% | 96.0% | 96.1% | 96.3% | 97.4% |
| 保育所 延長保 育料負 担金 | 調定額 | 10,268,600 (2,813) | 9,552,600 (2,834) | 9,202,800 (2,711) | 9,442,700 (3,601) | 8,700,100 (3,602) |
| | 収入済額 | 10,063,600 (2,763) | 9,384,300 (2,794) | 9,088,500 (2,682) | 9,337,400 (3,556) | 8,526,600 (3,552) |
| | 不納欠損額 | 23,000 (5) | 46,000 (9) | 4,000 (1) | 16,000 (4) | 40,000 (10) |
| | 収入未済額 | 186,000 (45) | 122,300 (31) | 110,300 (28) | 89,300 (41) | 133,500 (40) |
| | 収入率 | 98.0% | 98.2% | 98.8% | 98.9% | 98.0% |

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------------------|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 保育所 一時保 育料負 担金 | 調定額 | 3,098,700 (368) | 3,179,200 (388) | 3,005,100 (377) | 2,956,600 (359) | 3,123,600 (399) |
| | 収入済額 | 3,052,700 (364) | 3,144,900 (386) | 3,005,100 (377) | 2,938,200 (357) | 3,114,400 (397) |
| | 不納欠損額 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 収入未済額 | 46,000 (4) | 34,300 (2) | 0 (0) | 18,400 (2) | 9,200 (2) |
| | 収入率 | 98.5% | 98.9% | 100% | 99.4% | 99.7% |
| 子ども 園一時 保育料 負担金 | 調定額 | 18,557,600 (1,746) | 21,345,200 (2,041) | 21,311,400 (2,107) | 23,727,800 (2,281) | 20,936,800 (2,083) |
| | 収入済額 | 18,499,800 (1,740) | 21,117,400 (2,015) | 20,825,200 (2,052) | 23,098,800 (2,221) | 20,600,200 (2,049) |
| | 不納欠損額 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 収入未済額 | 64,600 (6) | 248,200 (26) | 486,200 (55) | 629,000 (60) | 336,600 (34) |
| | 収入率 | 99.7% | 98.9% | 97.7% | 97.3% | 98.4% |

[医療保険年金課]

一般被保険者返納金について、収入率は上昇傾向にあり、平成 25 年度と平成 29 年度を比較すると、17.9 ポイント上昇している。収入未済額は減少傾向にあり、平成 29 年度は過去 5 年間に於いて最も少なくなっている一方で、不納欠損額は最も多くなっている。

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------------------|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 一般被 保険者 加算金 | 調定額 | 1,241,732 (3) | 1,241,732 (5) | 1,397,881 (4) | 228,561 (4) | 228,561 (4) |
| | 収入済額 | 0 (0) | 9,000 (2) | 1,298,581 (2) | 0 (0) | 126,361 (1) |
| | 不納欠損額 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 収入未済額 | 1,241,732 (3) | 1,232,732 (3) | 99,300 (2) | 228,561 (4) | 102,200 (3) |
| | 収入率 | 0% | 0.7% | 92.9% | 0% | 55.3% |
| 一般被 保険者 返納金 | 調定額 | 48,747,613 (4,769) | 46,292,837 (4,614) | 46,184,385 (4,791) | 52,532,925 (4,771) | 53,409,578 (4,689) |
| | 収入済額 | 5,443,133 (169) | 4,184,313 (120) | 7,358,980 (159) | 13,105,952 (179) | 15,546,398 (205) |
| | 不納欠損額 | 8,565,290 (1,024) | 4,336,358 (390) | 4,729,378 (592) | 7,115,201 (802) | 10,384,914 (1,157) |
| | 収入未済額 | 34,739,190 (3,576) | 37,772,166 (4,104) | 34,096,027 (4,040) | 32,311,772 (3,790) | 27,478,266 (3,327) |
| | 収入率 | 11.2% | 9.0% | 15.9% | 24.9% | 29.1% |
| 退職被 保険者 等返納 金 | 調定額 | 45,416 (8) | 176,806 (14) | 48,034 (5) | 6,732,306 (9) | 42,826 (7) |
| | 収入済額 | 7,371 (1) | 35,924 (2) | 29,526 (2) | 6,696,606 (4) | 7,126 (2) |
| | 不納欠損額 | 38,045 (7) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 収入未済額 | 0 (0) | 140,882 (12) | 18,508 (3) | 35,700 (5) | 35,700 (5) |
| | 収入率 | 16.2% | 20.3% | 61.5% | 99.5% | 16.6% |

[学校運営課]

過去5年間において、顕著な傾向は見られない。

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------------|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 幼稚園 保育料 | 調定額 | 50,947,400 (8,666) | 40,970,900 (8,285) | 35,068,400 (6,995) | 36,495,800 (7,404) | 37,779,000 (7,600) |
| | 収入済額 | 49,806,000 (8,478) | 39,318,000 (8,048) | 34,395,000 (6,878) | 35,802,000 (7,277) | 36,945,000 (7,436) |
| | 不納欠損額 | 198,000 (33) | 306,000 (14) | 123,600 (19) | 111,800 (18) | 36,000 (6) |
| | 収入未済額 | 943,400 (155) | 1,346,900 (223) | 549,800 (98) | 588,000 (109) | 798,000 (158) |
| | 収入率 | 97.8% | 96.0% | 98.1% | 98.1% | 97.8% |
| 幼稚園 入園 手数料 | 調定額 | 612,000 (432) | 459,000 (401) | 370,500 (303) | 455,250 (377) | 444,000 (362) |
| | 収入済額 | 606,000 (428) | 445,500 (392) | 361,500 (296) | 447,750 (370) | 431,250 (352) |
| | 不納欠損額 | 0 (0) | 1,500 (1) | 3,000 (2) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 収入未済額 | 6,000 (4) | 12,000 (8) | 6,000 (5) | 7,500 (7) | 12,750 (10) |
| | 収入率 | 99.0% | 97.1% | 97.6% | 98.4% | 97.1% |
| 就学 援助費 返還金 | 調定額 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 20,410 (2) | 10,990 (1) |
| | 収入済額 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 9,420 (1) | 0 (0) |
| | 不納欠損額 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 収入未済額 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 10,990 (1) | 10,990 (1) |
| | 収入率 | 0% | 0% | 0% | 46.2% | 0% |

[監査対象債権の合計]

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----|-------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 合計 | 調定額 | 1,855,698,187 (77,485) | 1,945,328,292 (80,862) | 2,068,244,009 (81,345) | 2,330,994,282 (86,980) | 2,481,162,481 (91,406) |
| | 収入済額 | 1,228,005,372 (70,650) | 1,301,113,691 (73,569) | 1,418,379,186 (74,357) | 1,579,148,744 (79,071) | 1,710,287,732 (83,707) |
| | 不納欠損額 | 36,832,641 (1,231) | 37,455,236 (572) | 25,592,681 (717) | 43,809,616 (969) | 35,627,553 (1,382) |
| | 収入未済額 | 590,870,974 (5,604) | 606,785,365 (6,721) | 624,335,592 (6,271) | 708,046,722 (6,940) | 735,251,496 (6,317) |
| | 収入率 | 66.2% | 66.9% | 68.6% | 67.7% | 68.9% |

2 収納方法の状況

継続的に納付するものについては、確実な歳入確保と区民の便宜を図るために口座振替を推進しているものが多く、収納方法として最も割合が高い。

一時保育料や返還金により納付するものについては、債権が発生した際に、その都度納付書を送付しているため、窓口収納や銀行・郵便局収納の割合が高い傾向にある。

各債権の収納方法の状況は、以下表のとおりである。

[障害者福祉課]

心身障害者福祉手当返還金

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 0 | 0 | 93,000 | 0 | 6,250 |
| | 件数 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 比率 | 0% | 0% | 100% | 0% | 0.3% |
| 口座振替 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 銀行・ 郵便局収納 | 収入済額 | 7,750 | 457,250 | 0 | 821,500 | 2,002,000 |
| | 件数 | 1 | 4 | 0 | 12 | 21 |
| | 比率 | 100% | 100% | 0% | 100% | 99.7% |
| その他 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 合計 | 収入済額 | 7,750 | 457,250 | 93,000 | 821,500 | 2,008,250 |
| | 件数 | 1 | 4 | 1 | 12 | 22 |

特別障害者手当等返還金

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 口座振替 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 銀行・ 郵便局収納 | 収入済額 | 367,640 | 156,160 | 0 | 0 | 2,679,760 |
| | 件数 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| | 比率 | 100% | 100% | 0% | 0% | 100% |
| その他 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 合計 | 収入済額 | 367,640 | 156,160 | 0 | 0 | 2,679,760 |
| | 件数 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 |

[高齢者支援課]

老人福祉施設費

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|------|------------|------------|------------|-------------|-------------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 6,626,415 | 6,595,825 | 7,281,572 | 10,293,337 | 10,060,309 |
| | 件数 | 100 | 97 | 117 | 154 | 153 |
| | 比率 | 7.0% | 7.0% | 7.7% | 9.6% | 8.6% |
| 口座振替 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 銀行・ 郵便局収納 | 収入済額 | 88,446,477 | 88,039,611 | 87,151,383 | 97,115,964 | 106,508,707 |
| | 件数 | 1,853 | 1,847 | 1,871 | 1,988 | 2,077 |
| | 比率 | 93.0% | 93.0% | 92.3% | 90.4% | 91.4% |
| その他 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 合計 | 収入済額 | 95,072,892 | 94,635,436 | 94,432,955 | 107,409,301 | 116,569,016 |
| | 件数 | 1,953 | 1,944 | 1,988 | 2,142 | 2,230 |

[生活福祉課]

生活保護費弁償金

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 18,747,242 | 17,700,382 | 21,531,380 | 35,453,563 | 29,120,449 |
| | 件数 | 1,387 | 1,250 | 1,197 | 975 | 1,165 |
| | 比率 | 25.2% | 32.9% | 17.0% | 30.7% | 19.7% |
| 口座振替 | 収入済額 | 435,607 | 3,641,600 | 4,627,848 | 5,679,492 | 14,564,908 |
| | 件数 | 55 | 659 | 904 | 1,204 | 1,740 |
| | 比率 | 0.6% | 6.8% | 3.7% | 4.9% | 9.8% |
| 銀行・ 郵便局収納 | 収入済額 | 55,251,250 | 32,362,957 | 100,154,553 | 74,415,846 | 104,484,515 |
| | 件数 | 1,820 | 1,413 | 1,358 | 1,306 | 1,338 |
| | 比率 | 74.2% | 60.3% | 79.3% | 64.4% | 70.5% |
| その他 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 合計 | 収入済額 | 74,434,099 | 53,704,939 | 126,313,781 | 115,548,901 | 148,169,872 |
| | 件数 | 3,262 | 3,322 | 3,459 | 3,485 | 4,243 |

支援給付費弁償金

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 90,000 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 30.2% |
| 口座振替 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 銀行・ 郵便局収納 | 収入済額 | 223,714 | 34,920 | 334,782 | 89,011 | 208,422 |
| | 件数 | 4 | 1 | 7 | 8 | 5 |
| | 比率 | 100% | 100% | 100% | 100% | 69.8% |
| その他 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 合計 | 収入済額 | 223,714 | 34,920 | 334,782 | 89,011 | 298,422 |
| | 件数 | 4 | 1 | 7 | 8 | 14 |

生活保護費返還金

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 26,256,286 | 27,661,586 | 29,916,393 | 35,964,079 | 31,807,941 |
| | 件数 | 3,946 | 3,603 | 3,614 | 4,627 | 3,957 |
| | 比率 | 98.0% | 97.2% | 90.3% | 83.1% | 92.6% |
| 口座振替 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 銀行・ 郵便局収納 | 収入済額 | 529,395 | 790,166 | 3,231,195 | 7,329,788 | 2,535,470 |
| | 件数 | 9 | 12 | 19 | 11 | 16 |
| | 比率 | 2.0% | 2.8% | 9.7% | 16.9% | 7.4% |
| その他 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 合計 | 収入済額 | 26,785,681 | 28,451,752 | 33,147,588 | 43,293,867 | 34,343,411 |
| | 件数 | 3,955 | 3,615 | 3,633 | 4,638 | 3,973 |

[子ども家庭課]

ひとり親家庭医療費返還金

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 12,000 | 22,104 | 4,000 | 12,000 | 28,529 |
| | 件数 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 比率 | 38.0% | 6.7% | 2.3% | 5.1% | 64.7% |
| 口座振替 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 銀行・ 郵便局収納 | 収入済額 | 19,588 | 307,369 | 170,619 | 225,162 | 15,547 |
| | 件数 | 5 | 23 | 25 | 9 | 8 |
| | 比率 | 62.0% | 93.3% | 97.7% | 94.9% | 35.3% |
| その他 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 合計 | 収入済額 | 31,588 | 329,473 | 174,619 | 237,162 | 44,076 |
| | 件数 | 7 | 25 | 26 | 10 | 9 |

児童手当返還金

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 口座振替 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 銀行・ 郵便局収納 | 収入済額 | 80,000 | 0 | 10,000 | 130,000 | 0 |
| | 件数 | 1 | 0 | 1 | 3 | 0 |
| | 比率 | 100% | 0% | 100% | 100% | 0% |
| その他 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 合計 | 収入済額 | 80,000 | 0 | 10,000 | 130,000 | 0 |
| | 件数 | 1 | 0 | 1 | 3 | 0 |

児童扶養手当返還金

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 546,520 | 1,249,130 | 523,600 | 241,940 | 230,150 |
| | 件数 | 6 | 14 | 16 | 6 | 13 |
| | 比率 | 26.6% | 35.4% | 25.6% | 10.6% | 33.7% |
| 口座振替 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 銀行・ 郵便局収納 | 収入済額 | 1,506,774 | 2,283,334 | 1,525,644 | 2,038,834 | 452,500 |
| | 件数 | 55 | 70 | 81 | 82 | 71 |
| | 比率 | 73.4% | 64.6% | 74.4% | 89.4% | 66.3% |
| その他 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 合計 | 収入済額 | 2,053,294 | 3,532,464 | 2,049,244 | 2,280,774 | 682,650 |
| | 件数 | 61 | 84 | 97 | 88 | 84 |

児童育成手当返還金

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 0 | 297,000 | 172,500 | 89,000 | 99,000 |
| | 件数 | 0 | 2 | 8 | 6 | 12 |
| | 比率 | 0% | 41.5% | 18.9% | 17.0% | 30.1% |
| 口座振替 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 銀行・ 郵便局収納 | 収入済額 | 236,560 | 419,500 | 742,500 | 435,000 | 230,000 |
| | 件数 | 24 | 24 | 73 | 45 | 44 |
| | 比率 | 100% | 58.5% | 81.1% | 83.0% | 69.9% |
| その他 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 合計 | 収入済額 | 236,560 | 716,500 | 915,000 | 524,000 | 329,000 |
| | 件数 | 24 | 26 | 81 | 51 | 56 |

[保育課]

委託保育費

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 235,150 | 225,980 | 801,300 | 1,258,600 | 1,079,100 |
| | 件数 | 9 | 9 | 29 | 25 | 30 |
| | 比率 | 0.1% | 0.0% | 0.2% | 0.2% | 0.2% |
| 口座振替 | 収入済額 | 292,660,690 | 376,128,480 | 448,883,250 | 491,015,250 | 560,927,950 |
| | 件数 | 12,609 | 15,274 | 18,505 | 20,038 | 22,675 |
| | 比率 | 87.4% | 89.3% | 89.3% | 85.2% | 87.0% |
| 銀行・ 郵便局収納 | 収入済額 | 41,983,930 | 45,041,240 | 53,003,880 | 83,827,550 | 82,806,000 |
| | 件数 | 2,344 | 2,664 | 2,696 | 3,701 | 3,875 |
| | 比率 | 12.5% | 10.7% | 10.5% | 14.6% | 12.8% |
| その他 (現金書留) | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 6,100 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0.0% | 0% |
| 還付 ※多子減免等による | | 0 | 0 | 0 | -1,798,250 | 0 |
| 合計 | 収入済額 | 334,879,770 | 421,395,700 | 502,688,430 | 574,309,250 | 644,813,050 |
| | 件数 | 14,962 | 17,947 | 21,230 | 23,765 | 26,580 |

保育所保育料負担金

(平成 25・26 年度は保育所費)

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 192,700 | 247,850 | 219,800 | 389,950 | 142,200 |
| | 件数 | 11 | 14 | 7 | 15 | 8 |
| | 比率 | 0.1% | 0.1% | 0.1% | 0.1% | 0.0% |
| 口座振替 | 収入済額 | 303,868,470 | 307,034,100 | 275,032,550 | 303,447,200 | 319,108,500 |
| | 件数 | 13,952 | 13,945 | 12,591 | 12,789 | 13,175 |
| | 比率 | 91.0% | 92.4% | 92.7% | 92.5% | 93.0% |
| 銀行・ 郵便局収納 | 収入済額 | 29,807,160 | 25,065,690 | 21,479,950 | 24,230,150 | 24,038,500 |
| | 件数 | 2,348 | 1,655 | 1,307 | 1,317 | 1,212 |
| | 比率 | 8.9% | 7.5% | 7.2% | 7.4% | 7.0% |
| その他 (現金書留) | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 32,900 | 18,200 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0.0% | 0.0% |
| 還付 ※多子減免等による | | 0 | 0 | 0 | -922,900 | 0 |
| 合計 | 収入済額 | 333,868,330 | 332,347,640 | 296,732,300 | 327,177,300 | 343,307,400 |
| | 件数 | 16,311 | 15,614 | 13,905 | 14,122 | 14,396 |

子ども園保育料負担金

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 0 | 454,350 | 33,800 | 96,000 | 226,500 |
| | 件数 | 0 | 20 | 1 | 5 | 6 |
| | 比率 | 0% | 0.2% | 0.0% | 0.0% | 0.1% |
| 口座振替 | 収入済額 | 248,253,910 | 262,072,170 | 260,530,650 | 294,606,800 | 308,832,950 |
| | 件数 | 14,770 | 15,674 | 15,774 | 15,421 | 16,511 |
| | 比率 | 91.1% | 90.8% | 91.4% | 93.3% | 93.1% |
| 銀行・ 郵便局収納 | 収入済額 | 24,231,540 | 26,083,500 | 24,560,650 | 21,188,750 | 22,673,440 |
| | 件数 | 1,394 | 1,533 | 1,706 | 1,356 | 1,584 |
| | 比率 | 8.9% | 9.0% | 8.6% | 6.7% | 6.8% |
| その他 (現金書留) | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12,600 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0.0% |
| 還付 ※多子減免等による | | 0 | -897,900 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 収入済額 | 272,485,450 | 287,712,120 | 285,125,100 | 315,891,550 | 331,745,490 |
| | 件数 | 16,164 | 17,227 | 17,481 | 16,782 | 18,103 |

保育所延長保育料負担金

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 10,000 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0.1% | 0% |
| 口座振替 | 収入済額 | 8,936,300 | 8,590,100 | 8,455,300 | 8,737,400 | 8,090,000 |
| | 件数 | 2,543 | 2,622 | 2,531 | 3,311 | 3,355 |
| | 比率 | 88.8% | 91.5% | 93.0% | 93.6% | 94.9% |
| 銀行・ 郵便局収納 | 収入済額 | 1,127,300 | 794,200 | 633,200 | 590,000 | 436,600 |
| | 件数 | 220 | 172 | 151 | 243 | 197 |
| | 比率 | 11.2% | 8.5% | 7.0% | 6.3% | 5.1% |
| その他 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 合計 | 収入済額 | 10,063,600 | 9,384,300 | 9,088,500 | 9,337,400 | 8,526,600 |
| | 件数 | 2,763 | 2,794 | 2,682 | 3,556 | 3,552 |

保育所一時保育料負担金

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 13,800 | 0 | 0 | 54,200 | 0 |
| | 件数 | 1 | 0 | 0 | 4 | 0 |
| | 比率 | 0.5% | 0% | 0% | 1.8% | 0% |
| 口座振替 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 銀行・ 郵便局収納 | 収入済額 | 3,038,900 | 3,144,900 | 3,005,100 | 2,841,300 | 3,114,400 |
| | 件数 | 363 | 386 | 377 | 350 | 397 |
| | 比率 | 99.5% | 100% | 100% | 96.7% | 100% |
| その他 (現金書留) | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 42,700 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 1.5% | 0% |
| 合計 | 収入済額 | 3,052,700 | 3,144,900 | 3,005,100 | 2,938,200 | 3,114,400 |
| | 件数 | 364 | 386 | 377 | 357 | 397 |

子ども園一時保育料負担金

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------------|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 0 | 47,600 | 57,800 | 13,600 | 13,600 |
| | 件数 | 0 | 5 | 6 | 2 | 1 |
| | 比率 | 0% | 0.2% | 0.3% | 0.1% | 0.1% |
| 口座振替 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 銀行・ 郵便局収納 | 収入済額 | 18,499,800 | 21,069,800 | 20,767,400 | 23,081,800 | 20,539,000 |
| | 件数 | 1,740 | 2,010 | 2,046 | 2,218 | 2,042 |
| | 比率 | 100% | 99.8% | 99.7% | 99.9% | 99.7% |
| その他 (現金書留) | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 3,400 | 47,600 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0.0% | 0.2% |
| 合計 | 収入済額 | 18,499,800 | 21,117,400 | 20,825,200 | 23,098,800 | 20,600,200 |
| | 件数 | 1,740 | 2,015 | 2,052 | 2,221 | 2,049 |

[医療保険年金課]

一般被保険者加算金

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|------|----------|----------|-----------|----------|----------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 口座振替 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 銀行・ 郵便局収納 | 収入済額 | 0 | 9,000 | 1,298,581 | 0 | 126,361 |
| | 件数 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 |
| | 比率 | 0% | 100% | 100% | 0% | 100% |
| その他 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 合計 | 収入済額 | 0 | 9,000 | 1,298,581 | 0 | 126,361 |
| | 件数 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 |

一般被保険者返納金

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------------|------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 763,310 | 541,582 | 864,537 | 2,115,121 | 1,134,765 |
| | 件数 | 40 | 31 | 43 | 56 | 54 |
| | 比率 | 14.0% | 12.9% | 11.7% | 16.1% | 7.3% |
| 口座振替 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 銀行・ 郵便局収納 | 収入済額 | 4,679,823 | 3,642,731 | 6,494,443 | 10,990,831 | 14,381,633 |
| | 件数 | 129 | 89 | 116 | 123 | 150 |
| | 比率 | 86.0% | 87.1% | 88.3% | 83.9% | 92.5% |
| その他 (訪問徴収) | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30,000 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0.2% |
| 合計 | 収入済額 | 5,443,133 | 4,184,313 | 7,358,980 | 13,105,952 | 15,546,398 |
| | 件数 | 169 | 120 | 159 | 179 | 205 |

退職被保険者等返納金

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|------|----------|----------|----------|-----------|----------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 口座振替 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 銀行・ 郵便局収納 | 収入済額 | 7,371 | 35,924 | 29,526 | 6,696,606 | 7,126 |
| | 件数 | 1 | 2 | 2 | 4 | 2 |
| | 比率 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| その他 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 合計 | 収入済額 | 7,371 | 35,924 | 29,526 | 6,696,606 | 7,126 |
| | 件数 | 1 | 2 | 2 | 4 | 2 |

[学校運営課]

幼稚園保育料

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------------|------|---|------------|------------|------------|------------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 平成 25 年度から平成 28 年度までの窓口収納分については、銀行・郵便局収納分に含む。 | | | | 270,000 |
| | 件数 | | | | | 59 |
| | 比率 | | | | | 0.7% |
| 口座振替 | 収入済額 | 42,834,000 | 36,717,000 | 30,681,000 | 31,557,000 | 32,154,000 |
| | 件数 | 7,139 | 6,715 | 6,132 | 6,372 | 6,447 |
| | 比率 | 83.5% | 82.7% | 89.2% | 88.1% | 87.1% |
| 銀行・郵便局収納 | 収入済額 | 8,436,000 | 7,695,000 | 3,714,000 | 4,245,000 | 4,515,000 |
| | 件数 | 1,339 | 1,333 | 746 | 905 | 929 |
| | 比率 | 16.5% | 17.3% | 10.8% | 11.9% | 12.2% |
| その他 (訪問徴収) | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,000 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0.0% |
| 還付 ※多子減免等による | | -1,464,000 | -5,094,000 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 収入済額 | 49,806,000 | 39,318,000 | 34,395,000 | 35,802,000 | 36,945,000 |
| | 件数 | 8,478 | 8,048 | 6,878 | 7,277 | 7,436 |

幼稚園入園手数料

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|------|---|----------|----------|----------|----------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 平成 25 年度から平成 28 年度までの窓口収納分については、銀行・郵便局収納分に含む。 | | | | 9,750 |
| | 件数 | | | | | 7 |
| | 比率 | | | | | 2.3% |
| 口座振替 | 収入済額 | 544,500 | 496,500 | 245,250 | 287,250 | 261,000 |
| | 件数 | 363 | 332 | 204 | 238 | 210 |
| | 比率 | 84.8% | 84.9% | 67.8% | 64.2% | 60.5% |
| 銀行・郵便局収納 | 収入済額 | 97,500 | 88,500 | 116,250 | 160,500 | 160,500 |
| | 件数 | 65 | 60 | 92 | 132 | 135 |
| | 比率 | 15.2% | 15.1% | 32.2% | 35.8% | 37.2% |
| その他 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 還付 ※多子減免等による | | -36,000 | -139,500 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 収入済額 | 606,000 | 445,500 | 361,500 | 447,750 | 431,250 |
| | 件数 | 428 | 392 | 296 | 370 | 352 |

就学援助費返還金

(単位：円・件)

| 区 分 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 窓口収納 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 口座振替 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 銀行・ 郵便局収納 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 9,420 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 100% | 0% |
| その他 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 比率 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 合計 | 収入済額 | 0 | 0 | 0 | 9,420 | 0 |
| | 件数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |

3 債権管理体制

(1) 債権管理担当職員

- ・全債権において担当職員はいるが、他業務との兼務である。
- ・最も多い担当人数の債権は、生活保護費弁償金、支援給付費弁償金、生活保護費返還金を扱う生活福祉課で、6人が担当している。

| 項目 | 債権数 |
|------|-----|
| 1人 | 8 |
| 2人 | 9 |
| 3人以上 | 5 |

(2) 職員の研修実施状況

- ・全債権において、研修は実施している。
- ・課内研修は、前任者からの引継ぎを主とするOJT研修が多い。
- ・外部研修の受講は、債権の種類にかかわらず、所管する課の判断による。

| 項目 | 債権数 |
|---------|-------------------------------|
| 実施している | 22 (課内研修、OJT研修含む) 8 (外部研修) |
| 実施していない | 0 |

(3) 債権管理に関する要綱若しくは要領又はマニュアル

- ・半数の債権が、要綱若しくは要領又はマニュアルを備えており、両方を備えている債権もある。
- ・記載内容は各債権で差異が見られる。処理日数や手順を詳細に記載しているものがある一方で、時効を起算する際必要となる督促に関する事項について記載されていないものもあった。

| 項目 | 債権数 |
|----|-------------------------|
| 有 | 6 (要綱又は要領) 9 (マニュアル) |
| 無 | 11 |

(4) 徴収に係る年間計画

- ・年度当初に1年間の年間スケジュールを立て、それに沿って事務処理進行を管理している債権や、個別相談の上、納付スケジュールを組み立てている債権もある。
- ・個別の納付スケジュールを組み立てているものは、納付相談や分納相談を受けた際に作成している。

| 項目 | 債権数 |
|----|------------------------------|
| 有 | 12 (全体の年間計画) 11 (個別の年間計画) |
| 無 | 6 |

(5) 債権管理台帳

- ・ほぼ全ての債権において、債権管理台帳は備えてある。台帳が無い債権は一般被保険者加算金であり、対象が限定されているものである。

| 項目 | 債権数 |
|----|-----|
| 有 | 21 |
| 無 | 1 |

なお、債権管理台帳にある主な記載内容については、以下のとおりである。

| 項目 | 債権数 |
|---------|-----|
| 債権発生日 | 21 |
| 住所 | 21 |
| 氏名 | 21 |
| 債権額 | 21 |
| 納付日 | 21 |
| 納付状況の記録 | 20 |
| 督促の実施日 | 21 |
| 催告の実施日 | 21 |
| 催告状況の記録 | 20 |

4 債権の回収

(1) 納付啓発

- ・大半の債権で行っており、窓口での説明や、通知にて納付を促している。
- ・賦課決定により発生する債権については、事由が発生した当初に、納付に関する説明を行っており、滞納を未然に防ぐための納付啓発が行われている。
- ・実施していない債権のうち、返還を求めるものは、事由が発生しない限り、日常的に納付啓発は行っていない。

| 項目 | 債権数 |
|---------|-----------|
| 実施している | 13 (窓口説明) |
| | 14 (通知) |
| 実施していない | 4 |

(2) 納付相談

- ・電話や窓口にて、行っているものが多い。区民からの問合せに随時応じていたり、納付状況により職員から連絡をした際に相談を受けている。
- ・夜間延長窓口を実施している課は、電話にて相談を受けた際に、延長窓口の案内を行っている。

| 項目 | 債権数 |
|---------|-----|
| 実施している | 18 |
| 実施していない | 4 |

(3) 督促及び催告状況

督促は、自治法や個別法に定めがあり、納期限までに債務が履行されない場合に期限を指定してその履行を促すものである。

新宿区では、【新宿区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例】を定め、収入金を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後 20 日以内に新宿区規則で定める督促状を発行し、その発行の日から 15 日以内において納付すべき期限を指定するとしている。

催告については、滞納者（当初の納期限までに債務を履行しない者）が督促で指定された期限までに債務を履行しない場合、必要に応じて行うが、法令に定めがあるものではない。

○督促実施状況

- ・大半の債権で実施しているが、一部の債権では督促を行っていない。また、現在は実施しているものの、過去5年間において実施していない期間がある債権もある。
- ・督促の実施時期について、当初納期限から20日を超えて督促状を送付している債権が多数見られる。

| 項目 | 債権数 |
|---------|-----|
| 実施している | 18 |
| 実施していない | 4 |

○催告実施状況

- ・実施している債権については、少なくとも1年に1回以上は催告を行っている。
- ・催告の実施時期について、年間スケジュールを立て、電話や通知など手段を変えて、効果的な催告を行っている債権もある。

| 項目 | 債権数 |
|---------|-----|
| 実施している | 18 |
| 実施していない | 4 |

(4) 延滞金

- ・全債権において、延滞金は徴収していない。

(5) 滞納処分・強制執行等

- ・全債権において、実績はない。

5 債権の保全

債権の保全は、信用不安等が生じた場合に取られる対応である。法令では、履行期限の繰上げ（自治令第 171 条の 3）及び債権の申出等（自治令第 171 条の 4）について定めている。

- ・全債権において、実績はない。
- ・児童手当返還金及び児童扶養手当返還金については、要領で定めている。

6 債権の停止

債権の停止は、履行遅滞が生じた場合に取られる対応である。法令では、強制徴収公債権は滞納処分の停止（地方税法第 15 条の 7、国税徴収法第 153 条）について、非強制徴収公債権は徴収停止（自治令第 171 条の 5）及び履行延期の特約（自治令第 171 条の 6）について定めている。

- ・全債権において、実績はない。
- ・児童手当返還金及び児童扶養手当返還金については、要領で定めている。

7 債権の消滅

法令では、消滅時効（自治法第 236 条）、債務免除（自治令第 171 条の 7）及び債権放棄（自治法第 96 条第 1 項第 10 号）について定めている。

- ・消滅した債権は、全て消滅時効によるものである。
- ・時効起算点について、誤った認識で処理している債権が複数見られた。
 - ①督促状を発送した場合、相手方に通知が届いた翌日から時効期間を起算するが、督促納期限の翌日を時効起算点としていた。
 - ②割賦払いの債権は、それぞれの割賦金ごとに、その期限が到来した時から時効期間を起算するが、割賦金全体を一債権として捉えて処理していた。

Ⅲ 監査の結果

Ⅲ 監査の結果

第1 総括意見

公法上の債権における収入未済については、平成16年度及び平成28年度の行政監査において、特別区税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料（平成28年度のみ実施）を対象に実施し、各所管課間の情報共有や連携、区の特性を踏まえた滞納整理のあり方などについて、監査意見を述べたところである。

今回の監査では、前述した税及び保険料を除く公法上の債権を対象とし、平成25年度から平成29年度までの5年間における、債権の発生から消滅までの一連の流れに対する取組を検証した。この間、通知や電話等による納付啓発、口座振替の勧奨、納付につながるための納付相談の実施など、収入未済の縮減に向けた取組がなされていた。このようなことから、債権管理事務はおおむね適正に執行されていたと認められるが、債権管理体制や債権回収に向けた徴収努力など一部課題も見られた。

以下、提出された関係書類及び事情聴取等から得た監査結果を、着眼点別に述べる。

第2 着眼点別意見

1 収入未済を発生させないための取組は、適切に行われているか

(1) 納付啓発

納付啓発は、大半の債権において実施されていた。その方法として、申請書などの書類に通知を同封して啓発を行うものや窓口対応・電話での説明など適宜、状況に応じて手段を選択し行っていた（P30（1）参照）。

納付意識を醸成し、自主納付及び納期内納付を促進させることは、収入未済を発生させないための効率的な方法の一つである。各課創意工夫を重ね、安定的な収入確保につながる納付啓発を今後も実践されたい。

(2) 返還金の発生防止

返還事由が発生することにより債権が生じるものについては、可能な限り返還金の発生を防ぐことが重要である。

例えば、各種手当の返還金は、受給者の区外転出や所得水準の超過、家庭状況の変化などにより、資格を喪失しているにもかかわらず手当を受給することにより発生する等、様々な返還事由が考えられる。

返還金の発生を未然に防ぐため、年に1回、受給者へ現況届の提出を求め、

受給条件に該当するか確認を行っている債権もあるが、より即時的に対応するためにも、日頃から受給者の生活実態の的確な把握に努めるとともに、受給要件を欠く事実が発生したときの届出義務の指導を徹底されたい。また、受給者本人や家族が届出を行うことが難しい場合に対応するためにも、個人情報管理に十分留意しながら、庁内での情報共有を図り、受給超過を未然に防ぐ取組を検討されたい。

(3) 収納方法の拡大

口座振替による収納は、区民の利便性を確保するだけでなく、確実な歳入が見込まれ、滞納発生防止の観点からも有効な手段である。保育料を扱う保育課では、継続的な納付を求める通常保育料について、当初の入園説明資料とともに口座振替による納付を推進していた。その結果、納付方法として最も利用率が高く、収入率も高い。しかし一方で、老人福祉施設費については継続的に債権が発生し、区民から口座振替についての要望があるにもかかわらず対応をしていないため、納付書による納付のみであった。現在、口座振替について検討中とのことなので、今後の対応に期待する。

一方、返還金については、債権発生後に、所管課から送付した納付書で納付する方法が主流であり、窓口収納や銀行及び郵便局収納に二分されていた（P16～P27 2 参照）。

平成28年度の行政監査（後期）「Ⅲ 監査の結果」にもあるように、コンビニ収納は区民にとって今や定着したものとなっており、税及び保険料の収納率向上にもつながっている。今回対象とした債権についても、費用対効果を十分に検討する必要はあるが、コンビニ収納やモバイル収納等、多様な納付方法を視野に入れ、納付の選択肢を広げた、より納付しやすい環境の整備を検討されたい。

以上、収入未済を発生させない取組については、おおむね適切に行われていると認められる。

2 滞納整理は、適正かつ効率的、効果的に行われているか

(1) 債権管理体制

ア 人員体制は整っているか

他業務との兼務であるが、全債権において、債権管理の担当職員が配置されていた（P28（1）参照）。

イ 研修は適切に行われているか

全債権において研修は行われており、OJT を含む課内研修と外部研修の方法によるものであった（P28（2）参照）。

課内研修は、前任者からの引継ぎによる OJT 研修が主であった。区の歳入となる重要な業務であることを意識し、職員の士気を高め、スキルアップにつながるよう有益な研修を引き続き実施されたい。

また、外部研修については、より専門的なノウハウを習得する機会であり、他区と債権管理について情報交換ができる貴重な場でもある。より効率的かつ効果的な債権管理を行うためにも、今後も積極的に参加されたい。

ウ 要綱若しくは要領又はマニュアルは整備されているか

半数の債権は、要綱又は要領やマニュアルを整備しておらず（P28（3）参照）、債権管理は、前年度の起案等を確認しながら、それに沿って処理を行っていた。実際の業務として差し障りはなかったものの、職員の異動等が発生する年度切替時に、前任者が同職場にいない場合に備え、各課が抱える債権はどのような性質のもので、どのような管理が必要なのか、担当者以外も共有できるような環境を整え、日頃からマニュアル等を整備しておくことが望ましい。

エ 債権管理計画は立てられているか

ほぼ半数の債権は、年間計画を立てて処理を行っていた。また、納付につながる効果的な催告時期を組み立て、実施しているものもあった。個別納付年間計画については、納付相談等の機会で決定し、それに沿った納付を進めていた（P29（4）参照）。しかし、申出を受けた支払限度に完全に沿う形で、完済予定年月日が非現実的な債権もあり、債権管理として不十分なものもあった。公債権の時効は5年であることや対象者の年齢及び家族構成などを考慮し、適切な債権管理計画を立てられたい。

オ 債権管理台帳は備えられているか

ほぼ全ての債権で台帳が備わっており、債権管理の基本事項について記録していた（P29（5）参照）。また、台帳のメモ機能を活用して、これまでのやりとりについて詳細に記録を残している債権が複数見られた。これは、担当者が異動後も、引き続き残る債権を後任者が処理しやすくなる利点があり、今後も大いに活用されたい。

（2）債権の回収

ア 納付相談は行われているか

納付相談は、区民からの連絡に応じて実施される場合と、納付状況等必

要に応じて担当者から連絡を取る場合がある（P30（2）参照）。納付相談においては納付計画を作成することが多く、職員との相談が納付へつながる一歩となっている。相談者の主張を確認するととどまらず、その現状を把握し、納期限内納付が基本であることを促した上で、具体的な債務の履行につながるよう、引き続き積極的に行われたい。

イ 督促及び催告は、適正に行われているか

督促は、法令により滞納者に適切な時期に発付すべき、滞納整理事務の基本である。大半の債権で督促は行われていたが、一部債権においては督促状が未発送で、未納の状態を放置しているものがあった（P31 督促実施状況 参照）。また、督促は行っているものの、定められた期間内に発送していない債権は複数見られ、当初納期限から数か月経過した後発送している債権もあった。督促は時効中断の効力を発生させるものであり、時効管理の上で極めて重要であるため、あらかじめ運用手順を定めておくことが望ましい。今後は、督促の意味合いを再度確認し、滞納者それぞれの納付状況の管理を徹底し、適正な督促の事務処理に努められたい。

催告は、法令で定められているものではなく、時期や回数が各課に委ねられているため決まった形式はないが、各課工夫をし、滞納者の状況等で個別に対応しているものや、当初に年間スケジュールを組み立て、納付につながるよう効果的に実施しているものがあった（P31 催告実施状況 参照）。催告は、それを通して納付相談や分割納付に至り、滞納の解消につながることも十分に期待できる。督促後の未納状態を早期に改善するためにも、より効果的な催告について、適切に取り組みたい。

ウ 延滞金は徴収されているか

延滞金については、自治法や新宿区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例において、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて延滞金を徴収することとあるが、全債権において延滞金を徴収していなかった（P31（4）参照）。その理由としては、本債権の支払を優先していることや滞納者の経済状況により徴収が困難なためであった。

延滞金には、同条例に定めるやむを得ない場合の減免規定があるが、納期限内の納付者との公平性を保つことや、納期限内の納付を促進する目的からも、上記の理由による判断が減免規定に当たるかどうかは、慎重に検討されたい。

エ 滞納処分や強制執行等は行われているか

強制徴収公債権における滞納処分、非強制徴収公債権における強制執行

等は、全債権において実績はなかった（P31（5）参照）。その理由としては、職員の実践的ノウハウの習得が不十分であることや、費用対効果が見込めないためであった。

今回対象とした債権で強制徴収公債権に当たる保育料は、滞納する保護者との接触が減少する卒園後は、回収はより困難となる。初期段階での対応を強化し、正当な事由がなく滞納をしている場合には、滞納処分を含めた対応を検討されたい。

非強制徴収公債権は、裁判所への申立てなどの手続を要するが、滞納者から直接債権を回収する効果だけでなく、他の者への納付に対する意識改革を促す効果も期待できる。また、正当な事由がなく滞納をしている者に対しては、強制執行等も視野に入れて検討されたい。

以上、滞納整理については、督促の処理においていくつか課題は見られたが、おおむね適正に行われていた。

3 不納欠損は、適時、適正に行われているか

（1）時効の管理

ほとんどの債権において、時効の管理は適正にされていたが、いくつかの債権については、時効の起算点が誤っているものや、割賦債権の時効の取扱いを誤っているものがあつた（P32 7 参照）。時効の到来により債権が消滅することを鑑みれば、時効の管理は非常に大きな意味を持ち、適正な管理が求められる。時効の管理については今一度見直しを図り、担当職員だけでなく課全体で認識を共有されたい。

（2）不納欠損処理

不納欠損処理を行った債権は、全て消滅時効をその事由としていた。大半の債権は、年度末に不納欠損処理を行っており、おおむね適正に行われていたが、一部債権においては、過年度分を含めた処理を行っていた。時効の到来により徴収が不可能な債権を管理し続けることがないように、適切に債権管理を行い、適正な時期に不納欠損処理を行われたい。

滞納された債権が最終的に収入できないまま不納欠損処理に至るということは、本来区の歳入となるべきものを失う財政的損失である。私債権と異なって、公債権は時効の援用（時効が到来した債権の消滅を確定させるために必要な行為で、時効が成立したことを債権者に主張し、時効の利益を受ける旨の意思表示をすること。）が不要であり、時効の経過により債権は消滅してしまう。このことから、区民間の公平性を保ち、納付意識を削ぐことがな

いよう、督促等を含め、区としてすべきことは適切に行い、不納欠損に至るまで徴収努力を怠ることなく取り組まれない。また、その経緯については詳細に記録し、最終的に消滅した債権の不納欠損処理は、適正かつ明確な基準のもとに処理をされたい。

以上、不納欠損処理については、債権の消滅に係る事務処理においていくつか課題は見られたが、おおむね適正に行われていた。

第3 今後に向けて

収入未済の縮減は、健全な財政運営、区民の公平性や歳入の確保という視点からも重要な課題である。今回は、税及び保険料を除く公債権の監査を実施したが、督促の未実施や時期の遅れ、時効起算点の誤った運用といった課題が見られた。また、一部私債権における債権管理委員会のように、債権全体の進捗を管理する体制はなく、債権の取扱いについては各課の判断によるところが大きいため、その認識や見解が統一的でない状況も見られた。このことから、職員の債権に関する意識や関心を高めながら能力を十分に備え、効果的かつ効率的な債権管理を行うことはもとより、各課における研修を充実させるだけでなく、債権管理事務を主とする他課から具体的なノウハウを習得する機会を設けるなど、互いに債権管理に対する情報を共有し、その意識を高め合う工夫も必要である。

区においては、滞納を発生させないための区民の納付意識の向上に今後も取り組むとともに、収入未済を縮減し更なる歳入の確保に向けて、徴収努力を惜しむことなく続け、区民の負託に応えることを期待する。

資 料 等

別表 監査委員による質問実施状況

| 実施日 | 対象 | 対象課 |
|-------------------|--|---|
| 平成 30 年 12 月 14 日 | <p>老人福祉施設費</p> <p>生活保護費弁償金、支援給付費弁償金、生活保護費返還金</p> <p>ひとり親家庭医療費返還金、児童手当返還金、児童扶養手当返還金、児童育成手当返還金</p> <p>幼稚園保育料、幼稚園入園手数料、就学援助費返還金</p> | <p>福祉部高齢者支援課</p> <p>福祉部生活福祉課</p> <p>子ども家庭部子ども家庭課</p> <p>教育委員会事務局学校運営課</p> |
| 平成 30 年 12 月 18 日 | <p>心身障害者福祉手当返還金、特別障害者手当等返還金</p> <p>委託保育費、保育所保育料負担金、子ども園保育料負担金、保育所延長保育料負担金、保育所一時保育料負担金、子ども園一時保育料負担金</p> <p>一般被保険者加算金、一般被保険者返納金、退職被保険者等返納金</p> | <p>福祉部障害者福祉課</p> <p>子ども家庭部保育課</p> <p>健康部医療保険年金課</p> |

資料1 調査票及び事情聴取等結果集計表

| 課名 | 債権名 | 債権管理体制 | | | | | | | | | | | | | | | 納付啓発 | | |
|---------|--------------|----------|---------|---------|---------------|---------------|--------------|------|-----------|-----|----|----|-----|-----|------|-----|------|------|--------|
| | | 担当職員数(人) | 研修 | | 要綱・要領は制定しているか | マニュアルは整備しているか | 徴収計画は策定しているか | | 債権管理台帳の項目 | | | | | | | | | | |
| | | | 実施しているか | 受講しているか | | | 外部研修は受講しているか | 年間計画 | 全体の年間計画 | 発生日 | 住所 | 氏名 | 債権額 | 納付日 | 納付状況 | 督促日 | 催告日 | 催告状況 | 窓口での説明 |
| 障害者福祉課 | 心身障害者福祉手当返還金 | 1 | 実施 | 未受講 | 未制定 | 有 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 未実施 | 未実施 |
| | 特別障害者手当等返還金 | 1 | 実施 | 未受講 | 未制定 | 有 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 未実施 | 未実施 |
| 高齢者支援課 | 老人福祉施設費 | 1 | 実施 | 受講 | 制定済 | 無 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 実施 | 未実施 |
| 生活福祉課 | 生活保護費弁償金 | 6 | 実施 | 受講 | 制定済 | 有 | 有 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 実施 | 未実施 |
| | 支援給付費弁償金 | 6 | 実施 | 受講 | 制定済 | 有 | 有 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 実施 | 未実施 |
| | 生活保護費返還金 | 6 | 実施 | 受講 | 制定済 | 有 | 有 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 実施 | 未実施 |
| 子ども家庭課 | ひとり親家庭医療費返還金 | 2 | 実施 | 受講 | 未制定 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 未実施 | 未実施 |
| | 児童手当返還金 | 1 | 実施 | 受講 | 制定済 | 無 | 無 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 無 | 有 | 有 | 無 | 未実施 | 未実施 |
| | 児童扶養手当返還金 | 2 | 実施 | 受講 | 制定済 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 未実施 | 未実施 |
| | 児童育成手当返還金 | 2 | 実施 | 受講 | 未制定 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 未実施 | 未実施 |
| 保育課 | 委託保育費 | 2 | 実施 | 未受講 | 未制定 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 実施 | 未実施 |
| | 保育所保育料負担金 | 2 | 実施 | 未受講 | 未制定 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 実施 | 未実施 |
| | 子ども園保育料負担金 | 2 | 実施 | 未受講 | 未制定 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 実施 | 未実施 |
| | 保育所延長保育料負担金 | 2 | 実施 | 未受講 | 未制定 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 実施 | 未実施 |
| | 保育所一時保育料負担金 | 2 | 実施 | 未受講 | 未制定 | 無 | 有 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 実施 | 未実施 |
| | 子ども園一時保育料負担金 | 2 | 実施 | 未受講 | 未制定 | 無 | 有 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 実施 | 未実施 |
| 医療保険年金課 | 一般被保険者加算金 | 1 | 実施 | 未受講 | 未制定 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 未実施 | 未実施 |
| | 一般被保険者返納金 | 3 | 実施 | 未受講 | 未制定 | 無 | 無 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 実施 | 未実施 |
| | 退職被保険者等返納金 | 3 | 実施 | 未受講 | 未制定 | 無 | 無 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 実施 | 未実施 |
| 学校運営課 | 幼稚園保育料 | 1 | 実施 | 未受講 | 未制定 | 無 | 無 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 未実施 | 未実施 |
| | 幼稚園入園手数料 | 1 | 実施 | 未受講 | 未制定 | 無 | 無 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 未実施 | 未実施 |
| | 就学援助費返還金 | 1 | 実施 | 未受講 | 未制定 | 有 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 実施 | 未実施 |

※平成30年10月調査時点

調査対象期間は、平成25年度から平成29年度とする。

資料2 監査対象債権の概要一覧

| 債権名 | 関係法令 | 債権概要 |
|--------------|---|---|
| 心身障害者福祉手当返還金 | 新宿区心身障害者福祉手当条例 | 心身障害者へ支給される手当の過誤払による返還金 |
| 特別障害者手当等返還金 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 新宿区障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給に関する規則 | 常時介護が必要となる心身障害者へ支給される手当の過誤払による返還金 |
| 老人福祉施設費 | 老人福祉法 新宿区老人福祉法施行規則 | 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム入所措置に伴う入居者の自己負担金 |
| 生活保護費弁償金 | 生活保護法 | 資力があるにもかかわらず生活保護の支給を受けた場合に生じる返還金（生活保護法第63条）及び不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合に生じる徴収金（生活保護法第78条） |
| 支援給付費弁償金 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 | 生活保護の例により給付される給付金の過誤払による弁償金 |
| 生活保護費返還金 | 生活保護法 | 生活保護費の過誤払のうち、次年度以降に繰越となった返還金 |
| ひとり親家庭医療費返還金 | 新宿区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 | ひとり親家庭に対する医療費助成の過誤払による返還金 |
| 児童手当返還金 | 児童手当法 新宿区児童手当法施行規則 | 中学校修了前までの子どもの養育者に支給される手当の過誤払による返還金 |
| 児童扶養手当返還金 | 児童扶養手当法 | ひとり親家庭に支給される手当の過誤払による返還金 |
| 児童育成手当返還金 | 新宿区児童育成手当条例 | ひとり親家庭又は心身障害児を扶養している家庭に支給される手当の過誤払による返還金 |
| 委託保育費 | 子ども・子育て支援法 新宿区保育所保育料徴収条例 | 私立保育園保育料 |
| 保育所保育料負担金 | 子ども・子育て支援法 新宿区保育所保育料徴収条例 | 区立保育園保育料 |
| 子ども園保育料負担金 | 子ども・子育て支援法 新宿区立子ども園条例 | 区立子ども園保育料 |
| 保育所延長保育料負担金 | 新宿区立保育所条例 | 区立保育園延長保育料 |
| 保育所一時保育料負担金 | 新宿区立保育所条例 | 区立保育園一時保育料 |
| 子ども園一時保育料負担金 | 新宿区立子ども園条例 | 区立子ども園一時保育料 |
| 一般被保険者加算金 | 国民健康保険法 | 保険医療機関等の不正利得にかかる加算金 |
| 一般被保険者返納金 | 国民健康保険法 新宿区国民健康保険条例 | 資格喪失後に保険給付を受けた場合に生じる返還金（不当利得）及び不正の行為により保険給付を受けた場合に生じる徴収金（不正利得） |
| 退職被保険者等返納金 | 国民健康保険法 新宿区国民健康保険条例 | |
| 幼稚園保育料 | 子ども・子育て支援法 新宿区立幼稚園条例 | 区立幼稚園保育料 |
| 幼稚園入園手数料 | 新宿区立幼稚園条例 | 区立幼稚園入園手数料 |
| 就学援助費返還金 | 学校教育法 | 小・中学校の就学に要する費用助成の過誤払による返還金 |

○新宿区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例

昭和40年3月31日

条例第14号

(通則)

第1条 新宿区の使用料、手数料、分担金及び過料その他の収入金(以下「収入金」という。)に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関しては、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(督促)

第2条 収入金を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後20日以内に新宿区規則で定める督促状を発行して督促する。

2 前項の督促状には、その発行の日から15日以内において納付すべき期限を指定する。

(延滞金の額及び徴収方法)

第3条 収入金について前条の規定による督促をした場合においては、当該収入金の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

2 前項の規定に基づき延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる収入金の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその収入金の金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第1項に規定する年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金額の減免)

第4条 次の各号の一に該当する場合においては、前条の規定による延滞金額を減額または免除することができる。

- (1) 収入金を納付すべき者が災害により納期限までに納付できなかつたとき。
- (2) 収入金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないためまたは外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。

- (3) 前各号のほか、延滞金額を減額または免除することについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(滞納処分)

第5条 収入金について第2条の規定による督促を受けた者が督促状に指定する期限までに納付すべき金額を納付しない場合において、当該収入金が地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分の例により処分できるものであるときは、当該収入金及び当該収入金に係る延滞金について、督促状に指定する期限経過後40日以内に滞納処分に着手する。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第3条の規定は、この条例施行の日以後に徴収する延滞金額について適用する。ただし、当該延滞金額で同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。
- 3 この条例施行の日前にこの条例による改正前の新宿区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定によつて行なつた督促、滞納処分(分担金及び過料に係るものに限る。)その他の行為は、この条例の相当規定によつて行なつたものとみなす。
- 4 この条例施行の日の前日に発行した督促状に係る旧条例第2条に規定する督促手数料の徴収については、なお従前の例による。
- 5 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

付 則(昭和45年6月23日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月6日条例第39号)

- 1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例付則第5項の規定は、延滞金のうち平成12年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成25年10月16日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の付則第5項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

資料4

○地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4) 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- (5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- (7) 不動産を信託すること。
- (8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- (9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- (11) 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- (13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- (14) 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

(15) その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項

- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(歳入の収入の方法)

第231条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

(督促、滞納処分等)

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

- 4 第1項の歳入並びに第2項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前各項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 6 第3項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例によりした処分についての審査請求については、地方税法(昭和25年法律第226号)第19条の4の規定を準用する。

- 7 普通地方公共団体の長は、第1項から第4項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。
- 9 普通地方公共団体の長は、第7項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 10 第7項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第1項から第4項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
- 11 第3項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。
- 12 第3項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。

(金銭債権の消滅時効)

- 第236条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
 - 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項(前項に規定する事項を除く。)に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法(明治29年法律第89号)の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
 - 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条(前項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

○地方自治法施行令（抜粋）

（強制執行等）

第171条の2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第171条の3 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第171条の6第1項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第171条の4 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きをとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第171条の5 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第171条の6 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長す

る特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条において「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第171条の7 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

3 前2項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

印刷物作成番号
2018-7-5101

平成30年度
行政監査結果報告書
公法上の債権（税及び保険料を除く。）における
収入未済について
平成31年2月発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話（03）5273-4579（ダイヤルイン）

この印刷物は、業者委託により300部印刷製本しています。その経費として、1部当たり295円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

地球環境保全推進のため、再生紙を使用しています。

